

国民年金に関するお知らせ

問 住民環境課 年金係
☎476-1111(126)

■ 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が発行されます

本年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されます。

また、10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納付された方には、来年2月に同証明書が送付されます。（大切に保管してください）

社会保険料控除の対象になりますので、年末調整や確定申告の際には、この証明書または領収証書を必ず添付してください。

なお、配偶者やご家族の国民年金保険料を納付された場合も、控除証明書を添付することで実際に納めた方の社会保険料控除に加えることができます。

【お問い合わせ先】

ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004（ナビダイヤル）

■ いい 未来 11月30日は「年金の日」です!!

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、鹿屋年金事務所にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

鹿屋年金事務所 ☎ 0570-003-004

分別ルールを守りましょう

問 住民環境課 環境対策係
☎476-1111(127・128)

■ 生ゴミ分別は土に帰らない異物を混入させないでください！

生ゴミ専用回収容器に生ゴミ以外の異物が混入している例が見受けられます。

収集場から回収された生ゴミは大崎有機工場に集められ、堆肥となって大崎町内の農地で使われています。しかし、土に帰らない異物が混入していると堆肥として利用されることなく、ゴミとなります。

分別ルールを厳守し、生ゴミの再資源化にご協力ください。



異物とは??

⇒ タバコ、ビニール製品、プラスチック類、陶器類、木、竹製品、金属類、ガラス類、動物の死体など